公益社団法人日本語教育学会
学会賞・奨励賞・功労賞表彰規程

制　　定	2016 年 3 月 13 日 2015 年度第 5 回理事会
一部改定	2017 年 7 月 23 日 2017 年度第 3 回理事会
一部改定	2017 年 12 月 23 日 2017 年度第 4 回理事会
一部改定	2018 年 5 月 12 日 2018 年度第 1 回理事会
一部改定	2020 年 5 月 9 日 2020 年度第 1 回理事会
一部改定	2020 年 12 月 19 日 2020 年度第 2 回理事会
一部改定	2022 年 7 月 24 日 2022 年度第 1 回臨時理事会
一部改定	2022 年 12 月 25 日 2022 年度第 2 回理事会
一部改定	2023 年 5 月 7 日 2023 年度第 1 回理事会
一部改定	2024 年 12 月 22 日 2024 年度第 2 回理事会
一部改定	2025 年 5 月 10 日 2025 年度第 1 回理事会

（目的）

第1条　本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）が、定款第 4 条第 4 号の規定に基づき、日本語教育における学術研究・教育実践・情報交流のさらなる発展に資するため、日本語教育に関して業績・成果のある個人・団体を表彰することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条　本規程で取り扱う賞は、次の 3 種類とする。

(1) 日本語教育学会学会賞（以下「学会賞」という。）
(2) 日本語教育学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）
(3) 日本語教育学会功労賞（以下「功労賞」という。）

（授賞対象者）

第3条　賞を受ける者は、以下を対象とする。

(1) 学会賞
日本語教育に関してめざましい業績・成果があり、今後も活躍が期待される本学会の会員で、原則として、最終学歴修了後または実践開始から 10 年以上経過している個人とする。

(2) 奨励賞
日本語教育に関して注目すべき業績・成果があり、将来の活躍が期待される本学会の会員で、原則として、最終学歴修了後または実践開始からおおよそ 10 年未満の個人とする。

(3) 功労賞
日本語教育界において長年の業績があり多大な貢献をした個人または団体とする（本学会の会員資格は不問とする）。

2　各賞について、次に掲げる個人及び機関・団体は、原則として授賞選考対象に含めないものとする。

(1) 個人
ア. 本学会の名誉会員。
イ. 過去に感謝状または功労者表彰を受けた者。
ウ. 在任中の会長および副会長。
エ. 本規程第 3 条第 1 項第 3 号の対象者で、推薦前年の 12 月 31 日時点での物故者。

(2) 団体
ア. 国の機関、独立行政法人、大学等機関、地方公共団体。
イ. 政府資金、地方公共団体補助金等の公共資金を主財源として活動をしている団体。

3　前項の他、以下に該当する場合は授賞選考対象に含めないものとする。

(1) 同一人に対する同一の賞の授賞。
(2) 同一人に対する同時の複数賞の授賞。
(3) 同一人に対する 2 年連続の授賞。

（授賞対象の活動）

第4条　学会賞・奨励賞・功労賞の授賞対象となる活動は、次のいずれかとする。

(1) 日本語教育学に関わる学術研究活動。

(2) 日本語教育または日本語教員養成に関わる実践活動。
(3) 日本語教育の社会的認知の向上や社会的環境づくり等に貢献する情報交流活動。

（授賞の数）

第5条　学会賞および功労賞は、各年1件とする。

2　奨励賞は、原則として各年1件とする。ただし、特に優れた複数の授賞候補者がある場合には、3件までとすることができる。

3　各賞について、授賞該当者のいない年もあり得る。

（選考対象とする期間）

第6条　各賞の選考対象期間は、授賞前年の 12 月 31 日までとする。始期は問わないものとする。

（授賞候補者の推薦）

第7条　各賞の授賞候補者は、本学会の以下の者が推薦するものとする。

(1) 役員（理事、監事）
(2) 代議員
(3) すべての委員会の委員（授賞候補選考委員兼務者を除く）
(4) 学会賞・奨励賞・功労賞の授賞者（授賞の翌年度から4年間）

2　前項の推薦にあたり、推薦者は各賞の候補者1件ずつを推薦できるものとする。

3　推薦は、オンラインで所定のフォームにより行うものとし、同フォームに記載された事項等の情報とともに、推薦理由を記述するものとする。

4　推薦・選考に関する手続は、おおむね次の日程により行う。

7月1日	授賞候補選考委員会（以下「選考委員会」という。）委員委嘱
9月1日	各賞候補者推薦開始
12月25日	各賞候補者推薦締め切り（日本時間23:59必着） ※但し、土日にあたる場合は、その次の最初の平日とする。
1月～2月	選考委員会による選考
3月	理事会において授賞者決定

（授賞候補者の選考）

第8条　選考委員会は、本規程第7条に基づき推薦された候補者の中から、学会賞授賞候補者1名、奨励賞授賞候補者3名以内、功労賞授賞候補者1名（又は1団体）を選考し、理事会に推薦するものとする。

2　前項の授賞候補者の選考審議を行う選考委員会に出席できない委員は、本規程第 7 条に基づき推薦された授賞候補者の業績などについて意見書を選考委員会に提出するものとする。

3　選考委員会における授賞候補者の選考審議においては、前項の欠席委員の提出した意見書も含めて審議を行い、選考委員会としての最終的な授賞候補者の選出は、同委員会における別段の合意が行われた場合を除き、出席委員の無記名投票により採決するものとする。

4　授賞候補者の選考において、賛否同数の場合には、委員長が裁定する。

5　選考委員会は、功労賞の候補で同委員会から当該年度の授賞候補者として理事会に推薦されなかった候補について、選考委員会の判断により、翌年度の候補者として翌年度の選考委員会へ推薦することができる。但し、翌年の段階で第3条第2項第1号エ．に該当する物故者を除くものとする。

（意見の聴取）

第9条　選考委員会は、候補者の選考審議にあたり、必要に応じて委員以外から意見を聴取することができる。

（授賞者の決定）

第10条　理事会は、選考委員会からの授賞候補者の推薦に基づき、学会賞・奨励賞・功労賞の授賞者を決定する。

（授賞）

第11条　授賞者に対し、郵便等で表彰状を授与する。

（副賞）

第12条　奨励賞の授賞者に対し、宮地裕基金により副賞を授与する。

（雑則）

第13条　この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

（改廃）

第14条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附　則

1. 本規程は、2016年6月1日から施行する。
2. 本規程の実施に関わる細則は理事会の承認を得て定める。

附　則

本規程は、2016年6月1日から施行する。

附 則
本規程の改定は、2018 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
本規程の改定は、2020 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
本規程の改定は、2022 年 12 月 19 日から施行する。

附 則
本規程の改定は、2022 年 7 月 24 日から施行する。

附 則
本規程の改定は、2022 年 12 月 25 日から施行する。

附 則
本規程の改定は、2023 年 5 月 7 日から施行する。

附 則
本規程の改定は、2024 年 12 月 22 日から施行する。

附 則
本規程の改定は、2025 年 5 月 10 日から施行する。